

第4号議案関係1

特定非営利活動法人日本文化体験交流塾の定款変更について

第1 改正のポイント

項目	改正点	改正内容
名称変更	「特定非営利活動法人日本文化体験交流塾通訳案内士会」を「新日本通訳案内士協会」に変更する。	・全国最大の通訳案内士団体という現状にふさわしい名称とする。 ・これからの時代を担う通訳案内士団体として、「新」を加える。
根拠の変更	要綱により設置された組織を、定款に記載された組織とする。	・今後、観光庁に対し、「新日本通訳案内士協会」として、届け出ができるようにする。
理事の定数	理事定数を25人以内から、80人以内に増加する	・理事の増加により、多様な意見を組織の運営に反映させる。
役員	専務理事を1人以内から2人以内に増加し、新たに常務理事6人以内の新設を図る。	・理事数の増加に伴い、理事の中でより重要な役割を果たす役員を増設 ・新設することで、迅速な意思決定を可能とする。

第2 改正理由

1 通訳案内士の団体としての認知度を高める

特定非営利活動法人日本文化体験交流塾(以下、「当交流塾」という。)は、日本文化の継承・発展・創造を目指し、日本文化の外国人による体験と交流を目的として、設立された。その後、定款変更により、通訳案内士団体としての活動目的を加え、国土交通省観光庁の届け出団体となった。現在、会員の80%以上が通訳案内士の資格を有しており、当初より、通訳案内士団体としての性格が高まってきた。

通訳案内士の会員数は、約1,400人であり、他の全国団体の2倍程度の規模となっている。しかしながら、組織名が日本文化体験交流塾であるだけに、通訳案内士団体としての一般的な認知度が低く、新人研修の集客等において、不利な状況にある。

そこで、通訳案内士団体としては、その性格を的確に反映した名称として、「新日本通訳案内士協会」とする。

2 任意団体から、国及び東京都の届け出団体へ

昨年、当交流塾の臨時総会で、任意団体としての日本文化体験交流塾通訳案内士会を設立したが、観光庁の届け出団体としては、特定非営利活動法人日本文化体験交流塾のままである。

今般の国の制度改正により、現行の通訳案内士団体の届け出制度は廃止される見込みであり、今後、国が通訳案内士に受講を義務付ける研修を実施することのできる機関は、新たに国の定める要件を満たしたうえで、登録団体として、活動することとなる。

こうした国の登録団体になるためには、現行の「特定非営利活動法人日本文化体験交流塾通訳案内士会」は、要綱により設置するのではなく、東京都に特定非営利活動法人として届け出ている日本文化体験交流塾当交流塾の定款に明確な根拠を持つ必要がある。

3 会員数に合わせて、理事数を増加

2008年8月、約10人の会員で発足した当交流塾は、会員数を以下のとおり、増大してきた。その結果、現行の理事定数25人では、会員63名に1名の理事という割合となっている。今後、さらに会員数の増大が予想されるが、地域ごとの希望や、異なる言語の通訳案内士の課題等に対応し、会の運営に反映していくことが困難になってきた。このため、より多くの理事を選出する必要がある。

当交流塾の会員数の推移

2008年末	2009年末	2010年末	2011年末	2012年末
48人	138人	208人	246人	304人
2013年末	2014年	2015年	2016年末	2017年2月末
415人	640人	1,024人	1,414人	1,582人